委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項

令和2年9月30日(改正)

議会運営委員会決定

資料３

１　質疑、質問

　⑴　会派の質問持ち時間

　　①　一般審査

　　　ア　各会派に、所属委員１人当たり60分（答弁時間を含む）を乗じた時間を配分する。

　　　イ　質問に当っては、機会均等を図るため１人１回につき60分以内とする。

　　②　知事質問

　　　ア　各会派に、知事質問の質問通告者１人当たり10分（質問時間のみ）を乗じた時間を配分する。

　⑵　質問順位

　　　多数会派順の輪番制を原則とする。なお、会派から変更の申し出があった場合は、代表者会議で協議・決定する。

　⑶　知事質問の取扱い

　　①　知事質問の要求をする場合、質問者は自身の一般審査の質問時において質問項目を明確にし、委員長に口頭により通告しなければならない。ただし、知事質問は一般審査の質問項目の範囲内に限る。

　　②　所属会派の他の委員の通告した質問項目と同一又は密接に関連する場合に限り、所属会派内において質問項目及びこれに要する質問時間を集約することができる。ただし、集約することができる質問者は当該通告をした委員に限る。

　　③　質問を取り下げる場合は、所属会派内の他の委員に質問時間を集約することはできない。

　　④　通告を受けた委員長は、代表者会議で質問者、質問項目及び質問時間等を整理した上で、正副議長に報告しなければならない。

　　⑤　知事質問の日程については、各委員会の所要時間等を勘案し、正副議長が調整する。

　　⑥　知事質問は、原則、第１委員会室で行う。

２　決算審査に係る特例

　⑴　会派の質問持ち時間

　　①　一般審査

　　　ア　各会派に、所属委員１人当たり30分（答弁時間を含む）を乗じた時間を配分する。

　　　イ　質問に当っては、機会均等を図るため１人１回につき30分以内とする。

　⑵　質疑内容

　　　所管部局関係の決算関連議案に対するものに限定する。

３　オンラインを活用した委員会に係る特例

　　委員長は、映像と音声の送受信に障害があり、オンライン出席委員の質問の開始又は続行に支障があると判断したときは、質問を止め、状態を確認する。確認の結果、質問の開始又は続行が困難であると認められるときは、次のとおり取り扱う。

　⑴　質問順位

　　　引き続き質問を行うことを希望する場合は、原則として、一般審査又は知事質問それぞれの最後の質問者に変更する。なお、協議が必要と思われる場合は、代表者会議で協議・決定する。

　⑵　質問時間

　　　質問順位を変更した際の質問時間は、質問を中断した時点の残時間とする。

４　委員外議員の発言・関連質問

　　「委員外議員の発言」及び「関連質問」の申し出があれば、会派の質問持ち時間の範囲内で行うことを前提に、それぞれの委員会で協議・決定する。

５　所管外説明員の出席要求

　　委員会条例で各委員会の所管部局が明示されていることから、その取扱いは、

　　ア　当該委員会の他の議員に質問を委ねる

　　イ　委員外議員として当該委員会で質問をする

　など、従前どおり所管外説明員の出席要求は控える。

６　理事者の委員会への出席

　　委員会では、発言通告制を採用していないことから、事前の委員との調整の中で、答弁が必要とされる理事者及び関連する理事者の絞込みが可能な場合にあっては、理事者側で出席者を限定して差し支えない。なお、オンラインを活用して委員会に出席することはできない。

７　委員会への行政委員の出席要求

　　委員会への行政委員の出席要求については、委員長を含め委員会で協議の上、必要の都度出席を要求する。

（注）・委員には、副委員長を含む。

　　 ・知事質問には、副知事への質問を含む。